平成２５年（フ）第３２２６号
東京都多摩市永山４丁目１－１－1006
債務者　築澤　敏夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３号
静岡県藤枝市青木２丁目32番６号、旧住所静岡県藤枝市小石川町３丁目19番８－205号
ラフィーネ小石川マンション
債務者　亀谷　啓史
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９２９４号
東京都世田谷区大蔵３丁目３－16－509
破産者　瀬戸　康栄
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５８５号
東京都港区新橋５丁目13番４号
破産者　株式会社カラーテック
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７６４号
東京都千代田区三崎町２丁目15番２号
破産者　株式会社デジックス
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７６５号
東京都目黒区下目黒３－３－２－306、住民票上の住所奈良県奈良市西大寺芝町２丁目９－９
破産者　阿部　浩之
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８３５号
東京都杉並区上高井戸１丁目30－７－109、開始決定時の住所東京都港区西麻布３丁目13－16－704
破産者　松澤　　徹
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９７８号
神奈川県川崎市多摩区登戸286番１号
破産者　株式会社タマ紙業
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９７９号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦４丁目１－１
エミネンス弐番館５
破産者　大島　昌徳
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１９０号
東京都足立区舎人２丁目９－１－201
破産者　穂波　信行
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１９１号
東京都足立区舎人１丁目21－３－114
破産者　穂波紀代子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２８４号
東京都港区赤坂６丁目10番33－708号
破産者　有限会社ＧＬＥ
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２８５号
東京都港区赤坂６丁目10－33－708
破産者　新野　　実
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４１７号
埼玉県川越市大字上松原34番地１
破産者　株式会社輪昇トータルサービス
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４３９号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢5726番地
破産者　株式会社誠昇工業
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４４０号
神奈川県川崎市幸区河原町１－１－1124
破産者　種田　貴生
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４８４号
東京都江戸川区西葛西８丁目１番22号
破産者　株式会社富士塗装工業
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４８５号
東京都江戸川区西葛西８丁目１－22
破産者　高橋　亮悦
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５１７号
東京都目黒区下目黒３丁目７番10号
破産者　株式会社ルミエ・ジャポン
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５４７号
東京都足立区扇２丁目９番12号
破産者　株式会社ドリーム
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５４８号
東京都足立区鹿浜２丁目33－16－701
破産者　深澤　光明
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部